

意見書案第 13 号

介護保険の改定中止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日提出

提 出 者 中間市議会議員 田 口 澄 雄

賛 成 者 中間市議会議員 柴 田 芳 信

介護保険の改定中止を求める意見書

厚生労働省は、10月31日介護保険制度改定を議論している社会保障審議会に見直しの論点を提示しました。

その内容は、介護保険サービスの利用料2～3割負担の対象拡大、要介護1・2の保険給付外し、ケアプランの有料化、老健施設などの相部屋の有料化、保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ、補足給付の資産要件に不動産を加える、「高所得者」の保険料引き上げなどです。

いずれも現在の制度を大きく変更するものであり、収入減の中で、急激な物価高騰下にある国民にとっては、到底容認できる内容ではありません。

また、後期高齢者の医療費の負担が1割から2割となった事態を踏まえて、このこととの整合性を図るためとの意見も出されたようですが、他制度の改悪内容を基準としてさらに他の制度も改悪するようでは、社会保障の改悪の負の連鎖を生み出すこととなります。

わが国は、空白の30年といわれ、他の先進国では考えられないような、賃金の上がらない、国民総生産の伸びない特異な国となっていますが、その背景にはこうした国民負担増による国内需要の落ち込みという問題があります。

2009年の人口問題研究所の試算では、需要1億円当たりの雇用創出効果では、介護では24.786人、社会保障では18.609人ですが、一般的な公共事業では9.97人と、雇用に対する波及効果は、介護分野が突出しています。

こうしたことから見ますと、今回のこの改定による影響は、国内の需要をさらに落ち込ませる結果を招くこととなり、目先の節約を図ったつもりが逆に更なる介護保険の財政危機を生み出すこととなります。

改定の一つ一つは、現在の介護保険利用者にとっても死活の大問題ですし、国内の経済問題の視点からも到底容認できないものです。

介護保険の改定の中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月13日

中間市議会

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様